

堺市総合交通体系検討庁内委員会要綱(新旧対照表)

(旧)	(新)
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における総合的な都市交通のあり方について検討するため、堺市総合交通体系検討庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整する。</p> <p>(1) 東西交通軸をはじめとする総合交通計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 阪堺電気軌道阪堺線の存続に関すること。</p> <p>(3) 東西鉄軌道（堺浜地区（堺北臨海部地区の堺第2区をいう。）から南海本線堺駅までを結ぶ区間に限る。）整備計画に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総合交通体系の検討について必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は建築都市局長の職にある者を、副委員長は交通部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 委員会に、専門的見地から意見を聴くため、専門委員を置くことができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における総合的な都市交通のあり方について検討するため、堺市総合交通体系検討庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整する。</p> <p>(1) 東西交通軸をはじめとする総合交通計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 阪堺電気軌道阪堺線の存続に関すること。</p> <p>(3) 東西鉄軌道（堺浜地区（堺北臨海部地区の堺第2区をいう。）から南海本線堺駅までを結ぶ区間に限る。）整備計画に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総合交通体系の検討について必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は建築都市局長の職にある者を、副委員長は交通部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 委員会に、専門的見地から意見を聴くため、専門委員を置くことができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>

(旧)	(新)
<p>第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 専門的な事項について調査、検討等を行わせるため、委員会に作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会の組織及び運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第8条 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、交通政策課において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 専門的な事項について調査、検討等を行わせるため、委員会に作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会の組織及び運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第8条 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、交通政策課において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>

(旧)	(新)
<p>別表（第3条関係）</p> <p>文化部長 財政部長 企画部長 税務部長 市民生活部長 環境都市推進室長 <u>健康福祉政策部長</u> 商工労働部長 観光部長 都市計画部長 土木部長 自転車まちづくり推進室長 道路部長</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>文化部長 財政部長 企画部長 税務部長 市民生活部長 環境都市推進室長 <u>生活福祉部長</u> 商工労働部長 観光部長 都市計画部長 土木部長 自転車まちづくり推進室長 道路部長</p>